

宮崎県立看護大学院履修規程

平成 29 年 4 月 1 日
規程第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学大学院学則（以下「学則」という。）第 17 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修登録)

第 2 条 学生は、授業開始後 2 週間以内に別に定めるところにより、学長に履修を届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出を適当と認める場合は、履修の登録を行うものとする。

3 次に掲げる授業科目は、登録をしない。

(1) 既に単位を修得した授業科目

(2) 授業時間が重複する場合におけるすべての授業科目

(履修登録の変更)

第 3 条 前条の登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、学長がやむを得ない事情があると認める場合は、前条第 1 項に規定する期限の日から 1 週間以内限り、変更又は取り消しの届け出をすることができる。

(履修の禁止)

第 4 条 第 3 条の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(授業科目及び履修方法)

第 5 条

研究科の専攻課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(試験)

第 6 条 単位取得のための試験は、原則として学期又は学年の終わりに当該学期又は学年中に履修した授業について、筆記、口述又は論文若しくは報告書の提出等の方法により行う。

(成績)

第 7 条 授業科目の成績は、前条の試験、授業の成績及び出席状況等を総合的に判断して決定する。

2 成績の判定基準は、次の区分によるものとする。

評語	評点(100点中)	成績評価
S	90点以上	特に優秀な水準で到達目標に達している
A	80点以上90点未満	優秀な水準で到達目標に達している
B	70点以上80点未満	到達目標に達している
C	60点以上70点未満	十分ではないが到達目標に達している
D	60点未満	到達目標に達していない

(追試験)

第 8 条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかった者に対しては、追試験を行うことができる。

2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後 1 週間以内に学長に追試験願（様式第 1 号）を提出しなければならない。

(再試験)

第9条 前条以外の事由により単位を修得することのできなかった者に対しては、再度の試験を行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

(1) 博士前期課程

	領 域	授 業 科 目 名	配当年次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
基礎看護学分野	基礎看護学	基礎看護学特論	1		2	(履修方法) ① 主専攻領域を選び、主専攻分野の授業科目の4単位、演習4単位を必修とする。 ② 他の授業科目から12単位を選択する。 ③ 特別研究10単位を主専攻領域で行う。 (修了要件) 30単位以上を修得した上で、修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		基礎看護学演習	1		2	
	看護学教育	看護学教育方法論特論	1		2	
		看護学教育方法論演習	1		2	
	感染看護学	感染看護学特論	1		2	
		感染看護学演習	1		2	
	健康増進看護学	健康増進看護学特論	1		2	
		健康増進看護学演習	1		2	
		基礎看護学特別研究	1～2		10	
応用看護学分野	母子看護学・助産学	母性看護学・助産学特論	1		2	
		母性看護学・助産学演習	1		2	
		小児看護学特論	1		2	
		小児看護学演習	1		2	
	成人・老年看護学	成人看護学特論	1		2	
		成人看護学演習	1		2	
		老年看護学特論	1		2	
		老年看護学演習	1		2	
	地域・精神看護学	地域・精神看護学特論	1		2	
		地域・精神看護学演習	1		2	
	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学特論	1		2	
		公衆衛生看護学演習	1		2	
		応用看護学特別研究	1～2		10	
共通科目		看護学研究方法論	1		2	
		看護管理学	1		2	
		看護倫理	1		2	
		栄養科学特論	1		2	
		科学史	1		2	
		疫学・保健統計学	1		2	
		健康行動科学特論	1		2	
		情報学特論	1		2	
		環境科学・生命科学特論	1		2	
		健康運動学特論	1		2	
		英語特別演習	1		2	
		日本語表現法	1		2	
		社会保障制度論	1		2	
			1		2	

(2) 博士後期課程

	領 域	授 業 科 目 名	配当年次	単 位 数		備 考
				必 修	選 択	
基礎看護学分野	基礎看護学 看護学教育 感染看護学 健康増進看護学	基礎看護学特講	1		2	(履修方法) ① 主専攻領域を選び、主専攻領域の選択科目2単位を必修とする。 ② 特別研究8単位を主専攻領域で行う。 (修了要件) 10単位以上を取得した上で博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。
		看護学教育方法開発論	1		2	
		感染看護学特講	1		2	
		健康増進看護学特講	1		2	
		基礎看護学特別研究	1～3		8	
応用看護学分野	母子看護学・助産学 成人・老年看護学 公衆衛生看護学	母子看護学	1		2	
		助産学特講	1		2	
		成人・老年看護学特講	1		2	
		公衆衛生看護学特講	1		8	
		応用看護学特別研究	1～3			
共通科目		生命科学研究方法論	1		2	
		社会科学研究方法論	1		2	
		アカデミックライティング	1		2	

様式第 1 号

追 試 験 願

年 月 日

宮崎県立看護大学長 殿

学籍番号

氏 名 印

下記により試験を受けることができなかったので、追試験を実施して下さるようお願いします。
記

1 欠席した試験日	年 月 日 ()	
2 欠席した時限及び試験科目名	時限	
	時限	
	時限	
	時限	
	時限	
3 欠 席 の 理 由		

注

- 1 この追試験願は、試験終了の日から 1 週間以内に提出すること。
- 2 医師の診断書等欠席の理由を証明する書類を添付すること。